

前田對馬守様
永原半左衛門

當國御郡奉行支配三郡宿方馬借、近年商人荷物致減少、傳馬荷物次第多罷成、馬借持共并宿方荷物問屋必至と致難儀候由。依之御郡奉行書付指出候に付、相達之候條、御郡方町方其外侍中之儀も、心得違無之様夫々可被申談候。以上。

(寛延三年) 二月晦日

前田對馬守

前田式部殿
小堀牛右衛門殿
稻垣三郎兵衛殿

九五 富突・頼母子等停止之儀觸

近頃能州御預地并富山、富突仕候。於御領國は先規より無之儀に御座候處、末々にては不苦儀と相心得、御預地・富山より札取寄申者多有之、御當地にて右取次仕者も有之、此度遂吟味申候所、御領國於寺社方も、右族仕躰御座候。御領國にては前々より御免許茂無之儀、畢竟筋不宜様子に

て、御縮方も相障申候間、自今御領國にて取扱申者は勿論、御預地・富山等之札にても、取遣仕者御座候は、急度遂吟味可申候間、向後富突不仕、尤取遣等も不仕様、御領國中不相洩様一統被仰渡候様仕度奉存候。以上。

(寛延三年) 四月九日

青地彌四郎

奥村丹後守様

別紙青地彌四郎紙面之寫差越候條、被得其意、組・支配之人々々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は其支配にも相違候様被申聞、同役中可有傳達事。

右之趣可被得其意候。以上。

(寛延三年) 四月二十六日

奥村丹後守

近年虎之子并取扱頼母子と申名目にて、棟取之者共有之、多分は寺社方へたより、寄進などの申立にて致人集、其内には萬人講と名付、富突之様成儀を取立、其外百人・五十人之取扱等は數多有之躰、畢竟棟取候ものども過分徳分を考、相加り候ものどもには、闖取次第利潤も有之様子を以進込、又は紋付と申品も取扱、専博突同事之趣、且富突札な

ど之類ひ、寺社方寄進之趣にて他國よりも入込、於當地取次之者も有之躰相聞、不届之至に候。自今右之族於有之は可爲曲事候條、此段急度相心得候様一統可被申渡事。

(寶曆七年) 八月十六日

横山 大膳

他領之富突札御當地へ入込候に付、町中之儀は盜賊改方より縮方申付候共、御家中・陪臣等末々に至候而は、心得違之者茂有之躰に而、右札取扱候に付、他領之富突等之札入込申躰候條、右札取扱不仕様、家來末々迄急度申渡候様、組・支配之人々々被申渡、組等之内支配有之人々は、其支配の茂相達候様可被申渡候事。

(前和元年) 閏十二月七日

横山山城守

九六 尺八本則往來免狀請候事 停止之儀觸

近年於御城下、尺八指南仕者、本則往來免狀請候儀取次仕者も有之、御家中之人々之内にも稽古仕、心得不宜ものも

有之様子相聞候。前々より尺八御停止之儀は無之候得ども、自今右本則等請、風俗不宜もの於有之は、急度御答可有之候條、被得其意、組・支配之面々々可被申渡候。組等之内裁許有之人々は、其支配にも相達候様被申聞、同役中可有傳達事。

(寶曆八年) 十二月廿七日

本多遠江守

九七 奉公人分と名付縁組之事 停止之儀觸

縁談之儀不相願、奉公人分と名付、内々に取遣仕ものも有之躰に候。表向願候儀差扣候分は達御聽可申儀、松雲院様・謙徳院様御時分にも被仰渡有之儀、忘却有間敷候。小身之輩子共厄介人多有之、人々輕者方々遣候族、或奉公に遣候儀、彌向來猥無之様可申渡候。將又近年不筋之離縁等之者多相聞え候。頭・支配之人々急度心付可申候。此趣夫々可申渡旨被仰出候條可被得其意事。

(寶曆九年) 己卯七月